

令和3年度東京都障害者スポーツクラブ振興事業の特例措置について

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、日頃のクラブの活動に支障をきたしているものと存じます。

そこで、今年度も下記のとおり特例措置を継続しますので、ご確認をお願いいたします。
不明な点は、お問い合わせください。

記

【登録締め切り】 令和3年5月14日（金） ※必着

【助成対象期間】 令和3年4月から令和4年3月
※感染症の影響で、活動自粛や活動場所の閉鎖等で活動できない月が期間内に含まれている場合でも助成対象とする。

【活動人数】 一回当たりの活動で、人数が既定（構成員数の3分の2以上）に満たない場合でも、クラブの活動として実施している場合は助成対象とする。

【写真】 感染症への対応でクラブを分割して活動している場合は、集合写真が複数枚になっても全員写っていれば構わない。
(可能な限り多数で写っているものが望ましい)
※感染症の影響により、活動を中止せざるを得ない状況も想定し、撮影は交付申請期限間際ではなく、なるべく早い時期に行うこと。

【事務費】 一般の事務費（上限10,000円）の他に、感染症対策としての事務費（衛生管理用品費）を認める。
事務費（衛生管理用品費）の上限は設定しないが、必要な範囲内とし、助成限度額内とする。
※感染症への対応で、団体が所有・管理するものについては、経費として認める。
例：手指消毒液・フェイスシールド・非接触型体温計など
※個人的に使用するものは経費として認めない。

問合せ先 東京都障害者総合スポーツセンター サービス推進課
TEL 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613